

糸島市男女共同参画人材育成補助金交付規程

(趣旨)

第1条 この告示は、男女共同参画を推進する人材を育成するため、男女共同参画に関する研修（以下「研修」という。）に参加する市民に対し、市が予算の範囲内で交付する糸島市男女共同参画人材育成補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。
- (2) 交通費 最も経済的な通常の経路及び方法により研修開催場所まで旅行する場合の交通費をいう。
- (3) 宿泊費 宿泊を伴う研修において、研修の主催者が研修開催要領等で示す宿泊費をいう。
- (4) 参加負担金 研修の主催者が研修開催要領等で示す研修に参加するために必要な研修参加者が負担すべき費用（資料代を含む。）をいう。

(補助の対象及び内容)

第3条 補助金の交付の対象となる研修（以下「補助対象研修」という。）、補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）、補助対象研修に参加するために直接必要な経費で補助金の交付の対象となるもの（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額及び補助回数は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、他の補助金等（国、県、市その他の団体によるものを含む。）を交付された研修又は交付されることが決定している研修は、補助対象研修としない。

3 第1項の規定にかかわらず、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 補助対象者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合
- (2) 補助対象者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者である場合

4 補助金の交付の対象となる期間は、市の会計年度とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、糸島市男女共同参画人材育成補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、補助対象研修に参加する日の10日前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象研修に参加することが確認できる書類
- (2) 補助対象経費の額が確認できる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第5条 市長は前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査のうえ、補助金の交付の可否を決定し、糸島市男女共同参画人材育成補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付の決定をするときは、必要な条件を付することができる。

(実績報告)

第6条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付決定を受けた補助対象研修（以下「補助決定研修」という。）に参加した後、速やかに糸島市男女共同参画人材育成補助金実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助決定研修に参加したことが確認できる書類

(2) 領収書の写しその他の補助対象経費を支払ったことが確認できる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の請求)

第7条 前条の規定により実績報告書を提出した交付決定者は、補助金の交付を請求しようとするときは、糸島市男女共同参画人材育成補助金請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付の取消し等)

第8条 市長は、補助金の交付決定を通知し、又は補助金を交付した後において、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

(1) 虚偽の申請をしたとき。

(2) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(3) 補助決定研修に参加しなかったとき。

(4) その他この告示に違反したとき。

(庶務)

第9条 この補助金に関する事務は、人権福祉部人権・男女共同参画推進課において処理する。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象研修	補助対象者	補助対象経費	補助金の額	補助回数
1 福岡県が主催する男女共同参画に関する海外研修	糸島市審議会等委員への女性の登用促進に関する規程（平成22年糸島市告示第9号）第7条第1項に規定する糸島市女性人材バンク（以下「女性人材バンク」という。）の登録者又は登録予定者	参加負担金	補助対象経費の2分の1以内の額。ただし、5万円を上限とする。	補助対象者1人につき1回限り
2 前項に準じる海外研修で市長が認めるもの	市長が認める者	市長が認める経費	〃	〃
3 日本女性会議	女性人材バンクの登録者	交通費 宿泊費 参加負担金	補助対象経費の2分の1以内の額。ただし、1万円を上限とする。	〃
4 独立行政法人国立女性教育会館が主催する国内研修	女性人材バンクの登録者又は登録予定者	交通費 宿泊費 参加負担金	〃	補助対象者1人につき1会計年度中1回限りとし、前項の研修と合わせて3回を限度とする。
5 地方公共団体等が主催する男女共同参画に関する国	糸島市男女共同参画センターが行う人材育成事業に参加した者	交通費 参加負担金	補助対象経費の合計額。ただし、3,000円を上限	補助対象者1人につき1会計年度中2回を限

内研修			とする。	度とする。
6 第3項から前項までに準じる国内研修で市長が認めるもの	市長が認める者	交通費 宿泊費 参加負担金	宿泊を伴う研修にあつては、補助対象経費の2分の1以内の額とし、1万円を上限とする。 宿泊を伴わない研修にあつては、補助対象経費の合計額とし、3,000円を上限とする。	〃

備考 補助金の額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
 ただし、算出した補助金の額が100円未満の場合は100円とする。